平成２４年（フ）第３２３号
兵庫県芦屋市西山町21番９号
破産者　Ｌ’ＡＲＲＯＳＯＩＲこと　濱本　年一
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１８５号
奈良県生駒郡安堵町大字岡崎121番地の２
天理教斑鳩分教会内
破産者　山﨑　和夫
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２６４号
北九州市小倉北区足立２丁目８番５―304号
破産者　黒土　修身
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７号
静岡県三島市谷田小山161―３―13　飯田アパート、住民票上の住所青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川36番地１
破産者　山本　愛子
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第８号
静岡県三島市谷田小山161―３―13　飯田アパート、住民票上の住所青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川36番地１
破産者　山本　賢生
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
岩手県宮古市津軽石第13地割380番地７
破産者　横田　勝男
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第３３号
秋田県横手市雄物川町谷地新田字沼田156番地
破産者　石塚　誠子
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１７２号
茨城県笠間市石井755番地
破産者　平井　一夫
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１７３号
茨城県水戸市河和田町2486番地の５
破産者　半田　　昇
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４号
茨城県取手市宮和田311番地３　藤代ハイツ101号室、住民票上の住所千葉県柏市布施809番地19
破産者　岡田　　優
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
愛知県一宮市大赤見2893、住民票上の住所愛知県一宮市桜１丁目９番11号
破産者　玉腰マリ子
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４５６号
滋賀県高島市安曇川町青柳2032番地182、開始決定時の住所滋賀県高島市安曇川町青柳2169番地23
破産者　小島智恵美
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５７号
滋賀県高島市安曇川町青柳2032番地182、開始決定時の住所滋賀県高島市安曇川町青柳2169番地23
破産者　小島　大海
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５５２号
滋賀県甲賀市水口町梅が丘５番２号
破産者　英米語学研究所こと　金場　　清
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４８号
滋賀県野洲市小篠原992―１―402、住民票上の住所兵庫県加古川市平岡町新在家716番地の８　東加古川ハイタウンＤ―715号
破産者　瀬戸口博幸
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３９号
徳島県名西郡神山町阿野字北馬喰草28番地、開始決定時の住所香川県丸亀市飯山町東坂元1286番地112
破産者　髙橋　清司
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第３９号
愛媛県喜多郡内子町大瀬中央4325番地
破産者　髙田　清市
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第１３０号
長崎県長崎市神ノ島町１丁目35番地13
破産者　池本　直人
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係